

第百十二号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一小学校の部同一之江小学校の項中「一之江四丁目五番一号」を「江戸川五丁目一八番地」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

江戸川区立一之江小学校の改築による仮校舎の設置に伴い、位置を変更する必要があるので、本案を提出いたします。